

号の二に依り通知するを要す。

第十三条 府尹区庁長邑面長請条の通知を受理したときは附録様式第四号の三に依り戸籍の記載を訂正す。

第十四条 朝鮮姓名復旧令施行後六十日を経過し朝鮮戸籍令第十六条の規定に依り新戸籍を編製するときは基本戸籍に記載せる創氏及び名変更事由及び朝鮮姓名復旧令に依り記載せる事項は新戸籍に移記するを要しない。

第十五条 戸籍取扱に關して本年十二月二十三日までは従前の例による。

附則

前項の期日を経過したときは朝鮮姓名復旧令に依り取扱うことを要す。

(以下略)

○西曆一九四五年(昭二十年)十一月二日米軍軍政令第二二号

すべての法律、および朝鮮總督が發布した法律的効力を有する規則、命令、告示、その他の文書で、一九四五年八月九日現在施行中のものは、その間すでに廃止されたものを除き、現に効力を有するものは、軍政庁の特別命令で廃止するまでは完全に効力を有し、また地方の諸法規および慣例も当該官庁がこれを廃止するまではその効力を有する。

○国籍に関する臨時条例

(一九四八(昭三三)五・一一南朝鮮過渡政府法二二)

第一条 本条例は国籍法が制定されるまで朝鮮人の国籍を確立して法關係の場風を明白にすることを以て目的とする。

第二条 左の一に該当する者は朝鮮の国籍を有す。

- 一、朝鮮人を父親として出生した者
- 二、朝鮮人を母親として出生した者であつてその父親を知る

ことができないか又はその父親が何らの国籍をも有しないとき。

三、朝鮮内で出生した者であつてその父母を知ることができないか又はその父母が何らの国籍をも有しないとき。

四、外国人であつて朝鮮人と婚姻し、その妻となつた者、但し婚姻解消に依つて外国に復籍した者を除く。

五、外国人であつて朝鮮に帰化した者。但し帰化の要件及帰化人の権限は別に法律を以て定める。

第三条 前条前二号乃至第四号の規定に該当する者の権限は帰化人の権限と同一である。

第四条 左の一に該当する者は朝鮮の国籍を喪失する。

一、外国に帰化した者

二、外国人の妻又は養子となつた者

第五条 外国の国籍又は日本の戸籍を取得した者であつて、その国籍を抛棄するか又は日本の国籍を離脱する者は昭和四二七八年(注、昭和二十年)八月九日以前に朝鮮の国籍を回復したものと看做す。

第六条 本条例は公布の日から施行する。朝鮮過渡立法議院に於て右の如く制定する。

国籍に関する臨時条例